

○第21回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和5年4月10日（月）13：58～14：26

議事概要：

（1）農薬（1-メチルシクロプロペン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、1-メチルシクロプロペンの経口ばく露による厳密な意味での許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を求めることはできないと考えた。しかしながら、作物残留試験の結果、1-メチルシクロプロペンの残留量は極微量であり、農薬登録又は申請された使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えたとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 植物成長調整剤で、りんご、ばれいしょ等に使用します。今回、ブロッコリーへの適用拡大申請及びインポートトレランス設定（トマト、アボカド等）の要請がされています。